

「骨折予防に資する保健事業推進事業」公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

「骨折予防に資する保健事業推進事業」

2 目的

この要領は、「骨折予防に資する保健事業推進事業」業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

3 事業概要

(1) 業務内容

「骨折予防に資する保健事業推進事業」業務委託基本仕様書」のとおり

(2) 委託期間

契約日から令和5年（2023）年3月22日（水）まで

(3) 委託限度額

17,000千円を上限とする。（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※ この額は、提案にあたっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定するため、この額とは必ずしも一致しない。

(4) 対象経費

業務実施に必要な人件費、報償費、旅費、役務費、需要費、使用料等

※ 原則として、備品購入など受託者の財産取得に係る経費は認められない。

(5) 担当部局

〒862-8570

熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号（熊本県庁新館2階）

熊本県健康福祉部健康局国保・高齢者医療課 高齢者医療班 吉澤、小崎

電話：096-333-2223

メールアドレス：kokuhokourei@pref.kumamoto.lg.jp

4 公募型プロポーザルに関する事項

(1) 公募型プロポーザル方式に係る参加資格

- ① 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- ② 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再

生計画認可の決定を受けていること。

- ③ 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- ④ 法人等の代表者（役員を含む）が、次のア又はイのいずれにも該当しないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わった日、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する事実がないこと。
- ⑥ 国税、県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑦ 賃金不払いの事実があり、当該状態が継続している場合など、明らかに委託事業者として不適当と認められる者でないこと。
- ⑧ 熊本県暴力団排除条例（平成22年12月22日条例第52号）及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員等でないこと。

（2）実施スケジュール（予定）

内 容	日程・期限	詳細
公募開始	令和4年（2022年）6月22日（水）	以下4(3)参照
質問書提出期限	令和4年（2022年）6月29日（水）17時必着	以下4(4)参照
質問回答	令和4年（2022年）7月4日（月）まで	以下4(5)参照
参加申込書提出	令和4年（2022年）7月11日（月）17時必着	以下4(6)参照
参加資格確認 結果通知	令和4年（2022年）7月14日（木）	以下4(7)参照
企画提案書 提出期限	令和4年（2022年）7月19日（火）17時必着	以下4(8)参照
一次審査 （書類審査）	（※参加申込が5者を超える場合のみ実施） 令和4年（2022年）7月26日（火）までに結果通知	以下5(1)参照
二次審査 （ヒアリング）	令和4年（2022年）8月1日（月）午後 ※詳細は別途通知する。	以下5参照
最終結果通知	ヒアリングの7日後以内	

（3）募集の方法

熊本県ホームページに掲載

（4）参加申請に関する質問書提出

① 質問書提出受付期間

令和4年（2022年）6月22日（水）～6月29日（水）17時必着

② 質問書の提出方法

質問書（様式第1号）により、電子メールにて受付ける。

メールアドレス：kokuhokourei@pref.kumamoto.lg.jp

※ メール送信時、件名に「骨折予防に資する保健事業推進事業」業務委託プロポーザル質問」と付記すること。

※ メール送付後、末尾連絡先へ確認の電話をすること。

※ 質問は、参加意思表明書、企画提案書等の記載方法及び基本仕様書の内容等に関するものに限る。

(5) 参加申請に関する質問の回答

① 回答日

令和4年（2022年）7月4日（月）まで

② 回答方法

質問内容と合わせ、質問者名等を伏せて、熊本県ホームページに掲載する。

(6) 参加申込書の提出

① 提出書類

参加申込書（様式第2号）

② 添付書類

ア 参加資格に関する申立書（様式第3号）

イ 会社概要書（様式第4号）

③ 提出期限

令和4年（2022年）7月11日（月）17時必着

④ 提出方法

持参、郵送又は電子メール（押印したものをPDF形式で送信し、原本は後日郵送すること。）による。

※ メール送付の場合、末尾連絡先へ確認の電話をすること。

⑤ 提出部数

各1部

⑥ 提出場所

「3（5）担当部局」に同じ

(7) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果を、令和4年（2022年）7月14日（木）までに参加意思表明書提出者全員に電子メールにて通知する。

なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが

明らかになった場合は、当該参加資格を取り消すものとする。

(8) 企画提案書等の提出

① 提出書類

参加資格確認結果の通知及び企画提案書等の提出依頼を受けた者は、本実施要領、基本仕様書等の規定を理解した上で、提出期限までに次の書類を提出すること。

ア 企画提案書（様式第5号）

※ 企画提案内容はA4用紙20枚以内（A3用紙の場合、1枚をA4用紙2枚と換算）

イ 実施体制（様式第6号）

ウ 業務スケジュール表（任意様式）

エ 概算経費見積書

※ 仕様の項目ごとに、数量（単位）、単価を明示し、費用の内訳や積算根拠がわかるように記載すること。

※ 消費税及び地方消費税の額がわかるように記載すること。

② 企画提案書作成要領

（共通事項）

- ・ 実施内容について、別紙「審査項目」に示す内容と対照できるように記載すること。
- ・ 実施内容については、基本仕様書4に示す各業務について記載すること。また、提案の理由やPRポイントなどが明確になるように作成すること。
- ・ 専門的知識を有しない者でも理解できるような、分かりやすい表現とするよう配慮すること。
- ・ 提案業務の一部について再委託による実施を提案する場合、事業実施体制に再委託による実施であること及び再委託先（見込み可）を明記すること。
- ・ データ分析業務への精通度等について 貴社が、今までに受注した業務等を通じて、どのくらい本業務に精通しており、本業務の実施にあたってどのような強みを持っているかについて記載すること。

（個別事項）

ア-1 企画提案書（基本仕様書に対応するもの）

基本仕様書に定める業務内容の実施手順や方法等を具体的に記述すること。加えて、実施にあたり、貴社が本県に期待する役割があれば記述すること。

ア-2 企画提案書（独自提案）

上記以外の事柄で、事業目的の達成に必要、効果的と考える事柄があれば提案すること。

イ 実施体制について

本業務を実施する貴社内における業務実施体制及び体制図を記載すること。加えて、当該業務実施体制とする具体的な根拠（理由）を記載すること。
また、従事する要員の本業務中の担当を明らかにし、要員の業務資格、経歴、業務実績等を合わせて記載すること。なお、氏名等は不要とする。
情報セキュリティ対策についても記載すること。

ウ 業務スケジュールについて

全体のスケジュールを図示すること。なお、スケジュール中、実施項目の工程がわかるように記述すること。

③ 提出部数

社名、代表者印のあるもの1部（正本）
社名、代表者印のないもの5部（副本）

④ 提出期限

令和4年（2022年）7月19日（火）17時必着

⑤ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

※ 持参の場合は、県庁執務時間内（土日祝祭日を除く平日9時～17時）に持参すること。

⑥ 提出場所

「3（5）担当部局」に同じ

⑦ 注意事項

ア 連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）を必ず記入すること。

イ 期限までに提出されなかった提出書類は、いかなる理由でも受け付けない。

ウ 提出後における提出書類の返却、差し替え及び再提出は認めない。

5 選定方法

企画提案書の内容等について次により審査を行い、委託候補者を決定する。

（1）審査委員会の設置等

提案書の内容等について、選考委員による審査を行い、委託候補者を選定する。

① 審査委員会の設置

委託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、「審査委員会」を置くこととし、選考委員は、熊本県健康福祉部内職員の中から、業務の関連又は業務実績を考慮したうえで、3名を選出する。

② 審査方法及び審査基準

選考委員は下記の表に定める評価項目及び配点に基づき、企画提案書等の審査を行い、委員の持ち点は各100点とし、合計点は100点×3人＝300点とする。

(表：評価基準)

下記の評価項目及び配点とする。

評価項目	評価基準	配点
I 提案の 的確さと実 現性	・事業内容を十分に理解し、業務の趣旨に合った企画提案となっているか	10点
	・企画提案は実現可能か。 ・実施方法や分析の方法について、具体的かつ分かりやすく記述してあるか。 ・分析のポイントについて、具体的かつ知見・経験に基づき的確に記述されているか。	20点
	・体制の考え方は理論的であり、遂行が十分期待できる体制が示されているか。また、専門的な知識や業務実績、経験があるか。 ・情報セキュリティ対策が確保されているか。	20点
	・実施可能なスケジュールが示されているか。	10点
II 工夫・独 創性	・業務を円滑かつ効果的に推進するための独自の工夫があるか。 ・骨折に至る背景を把握し、生活習慣病の発症・重症化予防、介護予防などにおける地域課題の総合的な把握をするための工夫があるか。 ・市町村への効果的な支援の観点としての工夫があるか。	20点
	・本県の課題を踏まえ、骨折予防、健康寿命の延伸や医療費適正化に向けて、業務を補完する持続的かつ有効な追加提案があるか。	20点
合計		100点

(2) 一次審査（書類審査）

参加申込者が5者を超える場合には、一次審査として書類審査を行ったうえで、5者を選定し、電子メールにより、令和4年（2022年）7月26日（火）までに参加者全員に結果を通知する。

なお、参加申込者が5者を超えない場合は、書類審査は実施しない。

(3) 二次審査（ヒアリング）

① 実施日及び方法

実施日：令和4年（2022年）8月1日（月）午後

実施方法：オンラインによるヒアリング審査を実施

※ 詳細な日時・場所については、別途通知する。

② 内容

提出された企画提案書を使用し、内容の説明及び質疑応答形式で行う。

(1事業者あたり合計25分程度(説明15分、質疑応答10分予定))

※ 当日の追加資料は、認めない。

※ パソコンは、提案者で準備すること。

※ ヒアリングは、非公開とする。

※ 提案者からの出席は、3名を上限とする。

(4) 選定方法

審査の結果、最高評価点を得た提案者を委託候補者として選定する。審査結果上位の事業者が辞退した場合は、次点の事業者が繰り上がりとなる。

なお、同点の場合は、審査委員会による協議のうえ、選定する。

また、企画提案者が1者のみであった場合は、審査委員会において内容審査の上、適否を決定する。

(5) 審査結果の通知

ヒアリング実施後7日以内に、書面にて提案者全員に通知するとともに、熊本県ホームページにおいて公表する。

6 失格

次のいずれかに該当した者は失格とする。

(1) 参加資格を満たさなくなった場合、又は参加資格を満たさないことが判明した場合。

(2) 提出書類に虚偽の記載、その他不正の行為をした者。選定後も同様。

(3) 本要領に定める手続き以外の手法により、実施委員会の委員及び県職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者。

(5) 本企画競争の手続き期間中に指名停止を受けた者。

(6) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者。

(7) 審査の公平性を害する行為を行った者。

(8) その他、本要領等に定める手続き、方法等を遵守しない者。

7 契約方法

選定委員会での意見を踏まえ、熊本県において選定した委託候補者と熊本県との間で、契約条件を協議の上、改めて見積書を徴取し、予算額の範囲内で契約を締結する。

なお、協議を踏まえ、提案内容の一部を変更する場合がある。

8 留意事項

(1) この選定により決定する委託事業者との契約は、地方自治法施行令第167条の

- 2 第 1 項第 2 号及び熊本県会計規則（昭和 6 0 年熊本県規則第 1 1 号）第 9 5 条第 1 項第 1 号の規定による単独随意契約とする。
- (2) 契約締結の際は、熊本県会計規則第 7 7 条第 1 項の規定により契約保証金として契約額の 1 0 0 分の 1 0 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、同条第 7 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。なお、契約保証金は、契約上の義務を履行したときに返還する。
- (3) 委託料の支払いは、委託業務完了後の精算払を原則とするが、本事業の円滑な実施のため、委託料の一部を概算払することもできる。
- (4) 業務完了時に実際に要しなかった経費、備品購入費等団体の財産取得となる経費及び本事業の経費と認められない経費があるときは、相当の委託料を減額する。
- (5) 本委託事業の財源には国の「保険者努力支援制度交付金」を充当予定としていることから、事業執行にあたっては同交付金の交付に関する諸規程を順守する必要がある。
- (6) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、熊本県が別に定める。

9 その他

- (1) 企画提案書の作成、提出及びヒアリング等に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- (3) 提出された提案書は、熊本県情報公開条例（平成 1 2 年熊本県条例第 6 5 号）に基づき、公開することがある。
- (4) 審査で最高評価点を得た者を受託者として選定した後に、県と委託先候補者は委託業務に係る基本仕様書を協議し、最終的な仕様書を作成したうえで委託契約を締結する。なお、必要な契約条件が合意に至らない場合、次点者と契約締結について協議を行うことがある。
- (5) 事業の実施においては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容全ての実施を保証するものではない。
- (6) 本事業で作成した成果物の著作権は、熊本県に帰属するものとする。

1 0 問い合わせ先

〒 8 6 2 - 8 5 7 0

熊本県熊本市中央区水前寺 6 丁目 1 8 番 1 号

熊本県健康福祉部健康局国保・高齢者医療課 高齢者医療班 吉澤、小崎

電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 2 2 3

F A X 0 9 6 - 3 8 7 - 2 6 1 4

メールアドレス：kukuhokourei@pref.kumamoto.lg.jp